

## 発議第 3 号

### 篠山市議会における情報通信技術の活用を推進するための決議 (平成25年6月27日原案可決)

篠山市議会は、二元代表制の一翼を担う住民代表機関であり、その責務と住民の期待に応えるために平成23年12月定例会において、篠山市議会基本条例を制定し、平成24年4月1日より施行しています。

条例では市民に開かれた身近で信頼される議会、市民の負託に応えられる議会の実現のために不断の努力を重ねることとしています。

近年、情報通信技術（Information and Communication Technology：ICT）の発展と情報通信端末の普及により、容易に必要な情報を発信・受信できるようになり、住民の生活の質的变化が顕著となってきています。さらに若年層の大半が情報通信技術を活用しており、今後この技術は不可欠なものとなっていくと考えられます。

このような時代にあっては、情報通信技術を議会運営や議員活動に活用していくことは議会基本条例の理念実現のために必要です。

よって、篠山市議会は、透明性があり、効果的・効率的な議会運営と議員活動の充実により市民福祉の向上を図るため、情報通信技術の具体的活用方法について積極的に協議し、実現可能な事項については速やかに実施していくことを決意します。

以上、ここに決議します。

平成25年6月27日

篠 山 市 議 会